

秦野市子ども・子育て会議（平成26年度 第5回）

会議記録（要点筆記）

委員会名		秦野市子ども・子育て会議（平成26年度 第5回）	
日時	平成26年10月16日（木） 14：00～16：00	場所	秦野文化会館1階会議室
出席者	<p>[委員氏名] [所属団体等]</p> <p>小林正稔：神奈川県立保健福祉大学教授（会長）</p> <p>大澤一之：民間幼稚園長</p> <p>小野寺智美：秦野市PTA連絡協議会</p> <p>草山充：秦野市民間保育園園長会</p> <p>串田祐基：民間認定保育施設長</p> <p>小林徳博：元小学校長 二宮町教育委員長（副会長）</p> <p>佐々木陽一：株式会社PHP研究所公共経営支援センター コンサルタント</p> <p>清水幸代：市民委員</p> <p>多田佐智子：秦野市保育主任の会</p> <p>内藤剛彦：秦野市医師会</p> <p>府川優樹：民間学童保育施設長</p> <p>矢野博子：市民委員</p> <p>[欠席]</p> <p>石橋由里子：秦野市幼稚園PTA連絡協議会</p> <p>今井啓子：株式会社日立製作ITプラットフォーム事業部</p> <p>妹尾洋之：神奈川県平塚児童相談所子ども相談課長</p>		
[事務局]		[庶務担当（こども健康部保育課）]	
こども健康部 健康子育て課長		保育課子育て支援施策担当課長	
こども健康部 保育課長		子育て支援施策担当主幹	
教育部 教育総務課長			
議事内容	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>(2) 利用者負担の考え方について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉会</p>		

配付資料	<p>○事前配付資料 資料1 秦野市子ども・子育て支援事業計画（案）</p> <p>○当日配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2-1 保育料（利用者負担）について ・資料2-2 新制度における1号利用者負担案 ・資料2-3 新制度2号3号徴収基準（案） ・保育コンシェルジュのご案内 ・ひろはたこども園病後児保育室おひさまルームのご案内
------	--

14:00

[開会]

[議事（1）子ども・子育て支援事業計画について]

[事務局から資料1-1について説明]

○委員

保育所の延長保育は、何時以降が延長保育となるのか。

○事務局

現行は7時から19時の11時間が通常保育時間で、それを超えると延長保育となる。平成27年からの新制度になっても、保育標準時間は11時間であるが、新たに保育短時間というものができる。短時間は8時間が標準時間である。保育短時間については、施設が独自に設定する。例えば標準時間が7時から19時、それを超える場合は延長保育とする場合と、保育短時間では、開演している時間の8時間を超える場合を延長保育とする。

○委員

36ページ「子どものための教育・保育の提供」について、提供体制は認可された施設でやっていくということだと思うが、幼保連携型認定こども園でやっていくと考えた場合、4つの認定こども園を前提にこの数字ができていないのかがよくわからなかった。これに加えて、認可保育園の新設ということが書いてあるが、この数字を入れながら確保量としているのか。

○事務局

認定こども園については、4つの認定こども園があって、これに加えて渋沢保育園と渋沢幼稚園が一体化して認定こども園化する。したがって、認定こども園が5園となりこれが確保量に組み込まれている。まだ相談の段階ではあるが、認可保育所を設置したいという話があり、それも含めて確保量を設定している。

○委員

放課後児童健全育成事業について、現状施設でできるのではないかという話であったが、明らかにできないのではないか。その根拠はどこにあるのか。

○事務局

放課後児童ホームについては、かなりの登録者数がある。今年度児童ホームを増設する予定である。現段階の見込みでは、4ホームの増設を予定しているのもので、その増設で間に合うのではないかと考えている。

○委員

現状として4月に指導員が足りなくて、けが人が出ている。そうした現状をどう考えているか。

○事務局

年度当初は子どもも慣れていないためと考えている。先ほどの市の運営の児童ホームについてお話ししたが、今後は民間の児童ホームと連携して受け入れを充実させていく予定である。

○委員

民間事業者にしっかりと策を講じていかないと、余裕教室を確保するだけでは無理なのではないか。

○事務局

見込み量はニーズ調査に基づいており、前前回の会議でも補正を行う必要があるということを説明したが、国からも補正を行うことが認められている。それに見合う確保数かどうかについては、新たに4つの児童ホームを増設することと、民間の事業者積極的にやっていただき、その支援を進めていく予定である。今の所、新たにやりたいという相談がなかった。

○委員

乖離があることは明らかなので、計画としてこのままで良いだろうかと感じる。

○委員

4つの児童ホームはどちらの小学校に増設されるのか。

○事務局

堀川小学校、東小学校、鶴巻小学校、南ヶ丘小学校で現在調整を行っている。民間の2か所も含め合計29園となる。

○会長

全体の計画案の修正で考えた場合に、この見込み量も大事であるが、文章の中に数値にとらわれないものがあったとしてもよいのではないか。たとえば最後のところで、今後の現状として、人口増やその他の関係に関して、適宜整理をしておくと思えば良いのではないか。“29しかない”というのが“29しかできない”感覚にならない表記にしておくことが大事かと思う。統計数値でやっていくと、児童人口が低下するということになるので、その分減らしていくということになる。しかし市民がそれを望んでいることかという、そうではないと思う。数字を見せられると、どうしてもこれしかやらないのかという感覚になる。

○委員

個人的には、数字に近づけるような努力が見えるような計画が必要だと思う。

○会長

定員数が登録者数より少ないことが妥当かわからない。子どもたちが自由に活動できる広さが確保されているかを考えると、もう少し余裕があっても良いと思う。言い方を変えると、保育園もそうだが、秦野に来たら入れてもらえる位のイメージがあってもいいのかと思う。風呂敷を広げて、いざ来たら入れませんでしたというのも困るのでその辺の兼ね合いが難しいが。

○委員

ぎゅうぎゅう詰め環境を改善するためには、数を増やさなければならない。質の問題も含めて改善してほしい。

41ページの延長保育のところがよくわからなかった。

○事務局

このところは考え方を誤解していたので、再度記載内容の修正を行う。

○委員

地域育児センターについて、43ページを見ると具体的支援策に入っているが、特定教育保育の対象となるのは、認定こども園に在園する子ども達ではないか。

○事務局

特定教育保育施設というのは、新制度に対応する幼稚園、こども園、保育所をすべて含んだ施設である。

○委員

そうすると、地域育児センターがそうした施設に利用するためにあるような位置づけになってしまっている。それはどういうことなのか。地域の子育て支援として位置付けられていると理解しているのだが、施設に入るための準備をするセンターに読めてしまう。それをするのがぼけっと21であったり、コミュニティ保育であったりという書き方になっている。事業の中身を定義づけているという位置づけなのか。

○事務局

この具体策はこちらの誤解があると思うので、表記を改める。

○委員

民間15園のうち12園が地域育児センター事業をしている。子育て支援の中で位置づいているのではないかと考えている。

○会長

もし位置付けるとしたらぼけっと21の中で併記するか、もしくは保育コンシェルジュではちょっと引かかるものがあるが、支援事業と地域拠点事業両方に併記する形もあるかと思う。どちらの方が現実的に良いか。

○委員

ぼけっと21に置かれる方が、実際には近いのではないか。幼保連携型の必須事業として子育て支援事業が入るのであれば、今までのサービス提供の仕方を整理しないと分かりにくくなるだろう。

○会長

その場合には、国の書いてあることとはちょっと違うが、意味合いとしては、保育コンシェルジュと地域子育て支援がかなり重なるように感じている。

○委員

利用者として窓口は広くあった方が良く、限定的でない方が良く思う。

○委員

41ページに戻ってしまいが、児童ホームが来年度から小学6年生まで受け入れることになっているが、秦野市ではどのように考えているか。

○事務局

児童福祉法の改正になり、全学年が対象になる。秦野市も検討中であるが、先ほどの話の通り、余裕がある運営ではない。第一義的には低学年のお子さんをいつでも受け入れられるようにという考え方がある。結論はまだ出ていないが、低学年の受け入れができる態勢を確保し、待機児童を出さないような方向で考えている。

○委員

厚木市では低学年が入ってくると、上の学年は出されてしまうという事である。そのあたりはどうするのか。

○事務局

仮に全学年受入れとなった場合は、一度入っていただいたお子さんに出してもらうというのは考えにくいので、それなりのキャパシティを確保してからでないと受け入れられないと考えている。

○委員

低学年はその間待機児童になってしまうのか。

○事務局

低学年の子供が受け入れられない、という事が無いような環境を作ってから全学年に広げることを考えている。

○会長

5年後には、6年生まで全員受け入れられる態勢を作っておかなければならないのが原則だと思う。その時にどういう拡大の仕方をするのか、一気に拡大するのか、順次拡大するのかという所だと思う。中間の時期に昔の青少年センターのような、子どもが集まれる場所を充実させておくことも必要かと思う。

○委員

実施場所について29か所のキャパシティやクラスをどうするかが大きな問題だと思う。中身や受け入れ態勢をどう広げるか、といった思いをここに示されていれば良いかと思う。また、指導員数が84人ということで、1人で30人程度を見る。それが本当に適切かどうかを、やりながら考えていく必要がある。例えば29か所がそのままであったとしても、その中のクラス数を増やすといったことが見えてくると理解できるのではないか。現実には4ホーム増設するという事であるが、学校によっては、教室がいっぱいで外に出ているケースもある。外であればキャパシティが広げられると思うし、財政との兼ね合いもあろうかとは思いますが、ゆとりを持った物の見方が必要かと思う。

○事務局

量の確保・質の確保が必要になっているので、両方見ながらやっていく。指導員数について、84人と表記されているが、現状で120人程度いるので、この数字は120程度に修正になる。

○会長

事業案に書く際、人数だけでなく、質も“こうでなければいけない”という書き方はできないが、“この様な人材を確保するように努力せよ”と書くことは可能である。場所もだが、対応してくれる指導員の質もある程度縛りをかけておかないと、人数だけ確保してあるから問題ないという形にしたい。最初から確保するのか、研修制度で充実していくか等、後の計画にも連動してくる。

実現するかしないかは別として、こういう所はこう増やしてほしい等、どんどん意見を言って欲しい。

○委員

P36の数字的な所で、今回の子ども・子育て支援事業の見込み量と確保量がまとめられているが、例えば1号認定の見込み量が、平成26年時点で2184人の実績に対して、平成27年度から倍になっている。多様なニーズに対してきめ細かく対応するのは望ましいが、市の持ち出し純増がどのくらいになるのかの見通しが、全体を通して無

いので計画として実現可能なのか、財政面から見たときに裏付けが薄いように思う。計画には書く必要が無いが、どれくらいの財政が発生するのかを押さえておいた方が良いのではないか。それがないと絵に描いた餅になってしまう。

2点目になるが、P9の人口推計の見通しと、将来人口の特に出生数とがリンクしていると聞こえなかったが、例えば、数字の疑わしい所がある。平成26年の年齢不詳人口が前年までは1000人単位であるのに、ここでいきなり4366人に上がっている。これに対して、15歳から64歳までの生産年齢人口が平成25年から26年に5000人近く減っている。この年齢不詳人口は15歳から64歳が減っているのではないか。

生産年齢人口の誤りではないかと考えられるこの数字で、見込みや確保量の算定にリンクしているとなると、数字が大きく変わる可能性があるので、もう一度数字を確認していただいて、確保量を見直す必要があると考えられる。

○事務局

1号認定の確保量については、幼稚園の定員数をそのまま記載している。年齢不詳人口については再度確認して、おかしい場合は修正する。

○会長

総合計画の中では平成31年位までは、秦野市の人口は微増という計算になっていたと思う。2020年までは微増で、そこから急激に落ちるという推計になっている。そういう意味では、今はこのレベルかと考えている。現状でどのくらい増えているのか実態が分からないので何とも言えないが。財政面で、計画に関して、すべてを秦野市が市だけでやると考えると難しいので、ある程度民間に協力いただく形を積極的に模索する必要があると思う。そのあたりをこの計画にもう少し盛り込めればと考えているので、調整頂ければと思う。ここはこうしてほしいというご要望があればお願いしたい。

○委員

保育園のシステムがよく分かっていない部分もあるのだが、保育園に子どもを預ける際、就業していないと預けられないと聞いている。0歳児から働く母親を増やしていくといった時に、就業が決まっていなくても預けたい、あるいは預け先が決まっているなら働きたいという人が多いのではないか。雇用する側でも、預け先が決まっている人ならば採用するが、採用してから預け先が決まるというのでは、双方で困るように思う。子育て支援事業によってその辺が変わるのか。

○事務局

新しい制度では、求職をしている人についても、入れるように認定事由を付け加

えている。秦野の場合、それを運用として実施していて、求職者にも認定事由に当たるので、保育が可能になっている。しかし、すべての方を入れるのは難しいので、働いている人が優先され、求職者は資格があるが優先度が下がってしまうということはある。

○会長

分かりやすい言い方をすると、これまで、保育に欠けるとするのは、建前上子どもを見る人がいないことが絶対条件になっていた。これからは親御さんが事前に登録してどのくらいの量が必要という認定を受けて、原則希望すれば保育をしてもらえることになるが、現実としては、そうならない場合もある。就労しているかどうか保育を受けられるかの前提にならないという事になる。同時にまだ普及していないけれども、法律上就業して育児休暇を取得して、決められた育児休暇が終了したら、元の職に復職させなければならないということが前提となっているが、これも守られていないことが結構ある。また、本人が希望すれば小学校1年生までは時短労働ができると保証されているが、全県的に見るとできていないところが多い。子どもさんをどう見守っていくかというシステムとして考えなければならない。

そう考えると見込み量は足らないということになる。自分の所でも預かったりするが、3時間だけ見てほしいという人がいて、3時間では登録ができないから8時間の登録にしておくという人がいる。事業案自体が現実を踏まえていることは必要であるが、多少秦野市の子育てはこういう方向で行きたいというのが具体的に見えるといい。

予算化したといっても消費税の関連があるので、具体化できない場合もある。

現実に必要量があるかどうかは定かでないが、全事業の中でショートステイが全く空欄なのは、方向性としてどうかと考えている。幼稚園の再編成がある中で、少人数でもいいから24時間保育や夜間保育という体制を取っておく姿勢があった方がよい。養護施設については、近隣にあるので場合によっては市町村を超えて協力体制をお願いするとして記載しておけば、大きな問題にはならないと思うので、計画に加えていただきたい。

あと、病後児保育を加えていただいたのはよかったのだが、ひろはたこども園に子ども室があるのは承知しているのだが、地理的な利便性があまり良くないので、秦野市全体でひろはたこども園だけで良いのかとおもう。もう一か所くらい挙げておいてもいいように思う。

○委員

8ページについて、秦野市は教育・保育の認定が11月であるが、具体的な進み具合はどうであるか。

○事務局

10月の中旬から幼稚園については配布している。幼稚園について、継続の場合は2月に配布している。保育所については11月に書類を配布し12月から受付を行う。在園時児については1月に継続の書類を配布する。

○委員

P36の子どものための教育保育の提供について、2号認定と3号認定を満たす事が一番重要である。待機児童の解消について、認可保育園の新設は純増につながるが、地域型保育は新設されないと純増につながらない。市立幼稚園の認定こども園化が極めて大きな純増につながると思うが、2号3号認定の受け入れ枠を増やしていく手立てをもう一步踏み込む必要がある。市立幼稚園が認定こども園になると、何が変わるのか示す必要がある。秦野の場合は、幼稚園と保育所がくっついて、0～2歳の3号認定が必ずしも増えるわけではないという構造を取ってきたので、その辺の期待ができるのかどうか、書いておかなければいけないと思う。

○委員

私もそこところが気になっている。一番重要なところがP36・37にさらっと流されている。最終的には、市立幼稚園の認定こども園化で済んでしまう。一般事業者の参入を呼びかけるが、現実として利がないとなると、もとに戻ってしまう保育所が出てきていると聞いている。そうなったときに民間事業者の参入をどのように魅力あるものにしていくかという事が無いと、文章だけで流れて行って、最終的に量の見込みが市立の子ども園化で済ましてしまうということではいけないと思う。民間事業者の参入しやすい、秦野市独自の魅力を取り込んでいくことが重要で、今後の施策に関わるものだと思うので内側はしっかりとした算定を持っている必要がある。先ほど、2園ばかり保育所の新設の相談があるという話だったが、現実には結びつくかどうか、現在の保育所の枠の拡大が可能かどうか。もちろん算定されていると思うが、そうしたものを予測した資料をしっかりと位置付け、魅力あるものが出てくる必要がある。2行の言葉で終わっている37ページの具体的支援策の内側が知りたい。

○会長

考え方として、市独自の支援策と絡めて行く中で、0～2歳の地域特定小規模を増設して、秦野市が持っている既存の施設を転用がする形で行くか、あるいは、民間参入しやすくする形で当面は指定管理で行くという攻略がある。市独自の子育て支援とうまく絡めていけば、新しい展開になる可能性があると感じる。

○委員

私も市独自の方策というのは評価している。これらが大前提として、こちらの方見方も充実していく必要があるだろう。

○会長

せっかく市独自の計画を入れていて、前回の計画とリンクしていないのがもったいない気がする。

○委員

P32の待機児童の所を書いてある「私立幼稚園・私立保育園とのバランスを考慮しながら、一定の教育水準を維持するためのセーフティネットとしての市立幼稚園・子ども園を一定確保し、今後の保育ニーズを見据えた中で、多様な設置主体による市立幼稚園のこども園化が求められています。」これとP36の中身が完全にリンクしていなければならないと考えている。

○会長

その辺はリンクさせていかなければならない

○委員

P45統合保育と教育の実施のところで、「保育園及び幼稚園で統合保育・教育を引き続き実施します」とあるが、障害のあるお子さんが自分は新しいこども園に入れないのかという印象を受けてしまう。

○会長

これは文章の問題である。

○委員

ついでに、1ページの計画の背景では、高齢化社会ではなく高齢社会だと思う。女性が高齢化したように読めてしまうので気を付けてほしい。

○会長

これはミスだと思うので修正してほしい。聞いたところ修正スケジュールがタイトだということで、本来議事3のその他のところでお話しすべきであるが、そのスケジュールについて事務局からお話しいただきたい。

○事務局

冒頭にお話しした通り、この計画のパブリックコメントを11月下旬に予定している。今回たたき台として事業計画案を提出させていただいたが、パブリックコメントに向けて10月30日（木）19：00から次回会議を開催させていただきたいと考えている。ご出席可能な方は挙手をいただきたい。

○会長

今日の意見を修正して、事務局でメールを回すやり方もあるのだが、重要な事項なので、出来るだけ集まって顔を見合わせて合意を作っておいた方が、議会の説明にも説得力が亡くなってしまうので、時間的には申し訳ない時間になるが、よろしくをお願いします。

○事務局

それでは30日19時からお願いします。また場所等は追って提示させていただく。それと別に、本日ご意見を頂いた他で、内容について異議があれば、メールをいただけるとありがたい。

○会長

続いて議題2つ目の利用者負担の考え方について説明をお願いしたい。

[議事（2）利用者負担の考え方について]

[事務局から資料2-1～2-3について説明]

○委員

1号というのは、3～5歳児の幼稚園で、これは民間の月額負担額となるか。

○事務局

民間幼稚園の保育料である。

○会長

民間が高くなるようである。秦野市は出来る限り市民の負担額を低くする様努力していて、県内で一番安価を目指している。その分財政負担が増えてしまうのだが、皆さんに出来るだけ努力していただき、「秦野は保育料が安い」と神奈川県で宣伝していただけるとありがたい。

○委員

きょうだい割引の考え方は今までと変わらないか。小学3年生まで割引の対象に

引き上げていくなどはないか。

○事務局

今までと同様である。

○会長

この案は確定ではなくて、こういう方向で考えていきたいという定義とご理解いただきたい。

○事務局

まだ案の段階であり、調整もある。大きな課題として2号について、所得税の年少扶養控除があったが、新しい制度では全くない。国のモデルケースとして、親子4人で、母親がパートに出ている、お子さんが2人いる場合、税額が下がるので保育料も下がったが、場合によっては、モデルケース以上にお子さんがいらっしやると税額が上がってしまうことが課題となっている。

また、1号2号の表を見ると、D1～D5区分について、1号が高くなってしまふ。単独で入っていると気にならないが、子ども園などでは、1号が高くなってしまふ場合がある。1号は4時間、2号は11時間であるのに対して、1号が高くなってしまふのはおかしいので、うまく折り合いを付けないと理解いただけないだろう。

○会長

多少暴言を言うと、このままで行くと消費税は上がり保育料も高くなり、働かなければならないが、給料は上がらないという状況になりかねない。一方で子どもを保育して女性の社会進出を進めると言っている、逆効果になりかねない。国も修正してくると思うが、考えていかなければならない。秦野に関してはご理解いただきたい。子育て計画を見ていると暗くなってしまふがその辺も含めてよろしく願いたい。特になければ議事3のその他に進む。

〔議事（3）その他〕

○事務局

病後児保育と保育コンシェルジュのご案内のチラシを配布させていただいた。保育コンシェルジュについては、10月15日からということで、既に対応させていただいている。

○委員

『広報はだの』に民間の学童のお知らせは載せていただけるか。

○事務局

市立と民間を合わせて、放課後健全育成事業という形で掲載をするのであれば可能である。

○委員

是非知っていただきたいのでお願いしたい。

○会長

特に無い様でしたら、本日の議題は全て終了したので、閉会とさせていただきます。

○事務局

先ほどお願いした通り、10月30日19時から次回会議を実施する。会場については追って連絡する。

17:00

[閉会]